

令和6年(行ウ)第1号 決定処分に係る執行停止処分の取消請求事件

原告 宮部龍彦

被告 新潟県

準備書面 1

令和6年6月17日

新潟地方裁判所第二民事部合議係 御中

原告 宮部龍彦

第1 被告答弁書について

- 1 「第1 請求の趣旨に対する本案前の答弁」について  
争う。
- 2 「第2 請求の趣旨に対する本案の答弁」について  
争う。

第2 被告準備書面(2)について

「第3 被告の主張 3 本件執行停止は行審法25条4に定める事由に該当すること」の3段落目以降の事実関係については否認。その余の事実関係には争いはないが、主張については全面的に争う。

以下、必要に応じて反論する。

1 「第1 本案前の答弁の理由」について

- (1) 「1 本件執行停止は取消訴訟の対象となるべき処分性を有しないこと」について

本件執行停止処分は、行審法の定める審査手続きに付随するものではなく、行審法の審査手続きの対象そのものである行政文書の部分公開決定処分を無効化するものである。

また、実質的に原告の情報公開請求権に直接影響を与える行為であり、

直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定しているのだから、処分性を有する。

なおかつ、本件に係る審査請求は令和 5 年 7 月 31 日になされたものであり、既に審査手続きの開始から 1 年近く経過しており、事実として「簡易迅速な手続き」が行われているとは言えない。

行訴法第 8 条第 1 項は取消しの訴えについて「審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない」とし、同第 3 項は「第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで(審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで)、訴訟手続を中止することができる」としている。

また、義務付けの訴えについては行訴法第 27 条の 3 第 1 項第 1 号によれば「当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされない」場合に提起できるとしている。

これらのことから、行訴法は、行審法の定める審査手続きが迅速に行われない場合には、それを待たずして裁判所が判決を出すことを想定している。その基準を、取消しの訴えであれば「審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき」、義務付けの訴えであれば「相当の期間内に何らの処分又は裁決がされない」と具体的に定めている。

仮に行審法による執行停止が取消しの訴えの対象にならないのであれば、執行機関は行審法の執行停止の権限を利用することで、処分を事実上無効化できることになり、被告の解釈は不合理である。

被告が引用する「審査請求における書類等閲覧について処分性を否定した東京地判昭和 41 年 7 月 19 日判時 458 号 30 項参照」は、文字通り

審査請求の手續内で完結する行為について処分性を否定したものであって、本件執行停止とは性質が異なる。

従って、本件の場合、裁判所は訴えを却下することはできない。

- (2) 「2 原告が挙げる裁判例は本件に直接妥当するものではないこと」について

原告が示した裁判例(東京地裁平成 28 年 11 月 29 回判タ 1445 号 189 頁)は被告が提示したものよりも新しく、現在の行審法および行訴法に即したものである。それによれば、「執行不停止決定は、行政庁の消極的行為ではあるものの(中略)処分の執行等を停止させないという公権的な判断を示すことによって、同法によって付与された審査請求人の上記申立権に法的効果を及ぼすものであるから(中略)取消訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である」と判示している。

本件執行停止処分は行政庁の積極的行為であるし、原告の情報公開請求権により直接的に影響を及ぼしているのであるから、なおのこと行政処分に当たる。

行訴法および行審法は執行停止処分に対する利害関係者による手續保障を明文化していないが、前述の通り、執行停止処分に対する取消訴訟ができないのであれば、行政庁が審査請求の手續きを遅滞させることで、事実上審査請求の対象である処分を無効化できるという、不合理な事態が生ずる。そのため、行訴法は審査請求の手續きの終了を待たずに、執行停止処分に対する取消訴訟を提起することを禁止していないと解するのが相当である。

- 2 「第 2 請求の原因に対する認否」について

「3 同第 3 に対する認否」において、被告は本件執行停止が行審法 25 条 6

項のいう「処分の効力の停止」でない旨を主張する。

しかし、本件執行停止は実質的に行政文書の部分公開の効力を一時的に停止するものであり、これは「処分の効力の停止」と解される。被告の主張は行審法 25 条 6 項の適用を免れるための形式的な議論に過ぎない。

### 3 「第 3 被告の主張」について

#### (1) 「1 本件執行停止が行審法 25 条 2 項の要件を満たすこと」について

被告の主張は、審査請求の手続きが簡易迅速に行われる前提で成り立つものである。

本件については既に審査請求から 1 年の経過しようとしているところであり、不当に長く原告の情報公開請求権が侵害されていることにより、既に回復不可能な損害が原告に生じ始めている。

また、前述の通り行訴訟は審査請求の開始から 3 ヶ月が経過していれば、審査請求の結果を待たずに訴訟を提起できることを定めているところ、本件訴訟の結果により本件原処分が執行されることにより審査請求の結果が事実上無意味になることは、法律が想定していることである。

#### (2) 「2 本件執行停止は行審法 25 条 6 項に定める事由に該当しないこと」について

前述の通り、審査請求の手続きが遅延しているため、審査請求の手続きを裁判所が考慮する必要はない。

本件原処分の執行により審査請求人の保護されるべき利益が侵害されることはないのだから、処分の効力の停止の必要性はなくなったものと解すべきである。

#### (3) 「3 本件執行停止は行審法 25 条 4 項に定める事由に該当すること」について

被告がいう「本件事案の特殊性」については、本件とは全く無関係である。なおかつ、被告は「事実」ではなく、インターネット上で流布している断片的な「風評」を証拠もなく勝手な解釈で述べているに過ぎない。

以上